

29川監公第10号

平成29年12月11日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 公益社団法人川崎市幼稚園協会

(所管部局 こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療政策室)

イ 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

(所管部局 健康福祉局保健所環境保健課)

ウ 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課)

エ かわさきファズ株式会社

(所管部局 港湾局港湾経営部経営企画課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市大師老人いこいの家

川崎市小田老人いこいの家

川崎市藤崎老人いこいの家

川崎市田島老人いこいの家

川崎市大島老人いこいの家

川崎市桜本老人いこいの家

川崎市京町老人いこいの家

川崎市渡田老人いこいの家

川崎市殿町老人いこいの家

川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

イ 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市日吉老人いこいの家

川崎市南河原老人いこいの家

川崎市下平間老人いこいの家

川崎市古市場老人いこいの家

川崎市小倉老人いこいの家

川崎市御幸老人いこいの家

川崎市さいわい健康福祉プラザ

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ウ 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家

川崎市等々力老人いこいの家

川崎市中丸子老人いこいの家

川崎市新城老人いこいの家

川崎市西加瀬老人いこいの家

川崎市井田老人いこいの家

川崎市丸子多摩川老人いこいの家

川崎市中原老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

エ 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家

川崎市上作延老人いこいの家

川崎市子母口老人いこいの家

川崎市末長老人いこいの家

川崎市梶ヶ谷老人いこいの家

川崎市東高津老人いこいの家

川崎市くじ老人いこいの家

川崎市高津老人福祉・地域交流センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

オ 特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ

公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家

川崎市有馬老人いこいの家

川崎市野川老人いこいの家

川崎市白幡台老人いこいの家

川崎市鷲ヶ峰老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

カ 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市宮前老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

キ 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家

川崎市菅老人いこいの家

川崎市錦ヶ丘老人いこいの家

川崎市長尾老人いこいの家

川崎市枅形老人いこいの家

川崎市中野島老人いこいの家

川崎市南菅老人いこいの家

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ク 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家

川崎市片平老人いこいの家

川崎市千代ヶ丘老人いこいの家

川崎市白山老人いこいの家

川崎市麻生老人いこいの家

川崎市岡上老人いこいの家

川崎市百合丘老人いこいの家

川崎市麻生老人福祉センター

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

ケ 社会福祉法人カメラア会

公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが

(所管部局 こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

コ 川崎フィールズパートナーズ

公の施設の名称 川崎市青少年の家

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

サ 特定非営利活動法人国際自然大学校

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

シ 株式会社よみうりサポートアンドサービス

公の施設の名称 川崎市多摩川緑地パークボール場

(所管部局 建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

ス 公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ
共同事業体

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

セ 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル

(所管部局 港湾局川崎港管理センター港営課)

3 監査の範囲

主として平成28年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成29年9月1日から同年11月28日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

(ア) 正確な実績報告書の提出を求めるべきもの

預かり保育事業補助金について、実績報告書に誤りがあった事例

(公益社団法人川崎市幼稚園協会)

(こども未来局子育て推進部幼児教育担当)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な財務諸表を作成すべきもの

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の財務諸表をみたところ、貸借対照表の退職給付引当資産の金額と、年度末における該当口座の残高が一致していなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき適正な財務諸表を作成するよう指導されたい。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

イ 会計処理を適正に行うべきもの

中小企業の会計に関する指針によると、還付を受けるべき税額は、その金額に相当する額を未収還付法人税等として貸借対照表の流動資産に計上するとされている。

川崎臨港倉庫埠頭株式会社は平成27年度に純損失を計上しているが、同年度に計上すべき欠損に伴う法人税等の還付を、実際に還付を受けた平成28年度に計上していた。

市は、出資団体に対し、会計処理を適正に行うよう指導されたい。

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

ウ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 規則に基づいた適正な処理を行うべきもの

複写機の使用料について、証拠書類との照合を行わないまま収入に関する伝票を発行していた事例

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

(イ) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

a 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団の事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の特定資産の金額に誤りがあった。

(公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団)

(健康福祉局保健医療政策室)

b 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

公益法人会計基準に基づく財務諸表に対する注記の基本財産及び特定資産の財源等の内訳と、貸借対照表における基本財産への充当額及び特定資産への充当額が一致していなかった。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

(健康福祉局保健所環境保健課)

(ウ) 附属明細書を適正に作成すべきもの

附属明細書の一括償却資産の期首帳簿価額が前年度の期末帳簿価額と一致していなかった事例

(川崎臨港倉庫埠頭株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

(エ) 経理規程を改めるべきもの

期末決算等において作成する書類について、現行の関係法令に則り作成されていたものの、経理規程が改正されていなかった事例

(かわさきファズ株式会社)

(港湾局港湾経営部経営企画課)

(3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 利用料金の決定に関する事務を適正に行うべきもの

川崎市港湾振興会館条例（平成3年条例第34号）第9条第3項によると、利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

川崎市港湾振興会館における利用料金に係る事務をみたところ、利用料金の額の一部について、市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ
共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

イ 正確な収支状況を報告すべきもの

次の事例の中には、収支報告と団体の当該指定管理に係る決算書類を照合することで防げるものが複数あることから、市は収支報告と決算書類の照合を確実に行われたい。

(ア) 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、複写料金の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(イ) 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、租税公課の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ウ) 川崎市中原老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(エ) 川崎市高津老人いこいの家他 6 箇所の事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、教養娯楽費、消耗品購入費、租税公課等の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(オ) 川崎市高津老人福祉・地域交流センターの事例

a 利用者が事務室内の電話を使用した際に実費として徴収した電話料金について、指定管理業務における収入として報告することなく、通信運搬費の費用と相殺していた。

b 事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、通信運搬費及び租税公課の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(カ) 川崎市平老人いこいの家他 4 箇所の事例

a 実費として徴収した利用者の講座受講料等について、指定管理

業務における収入として報告していなかった。

b 実費として徴収した利用者のイベント保険料について、指定管理業務における収入として報告することなく、支払保険料の費用と相殺していた。

c 指定管理料で購入した備品の購入費について、誤って二重に計上していた。

(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(キ) 川崎市麻生老人福祉センターの事例

事業報告書に含まれる経費報告書を指定管理者の決算書類と照合したところ、人件費の記載に誤りがあった。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

(ク) 川崎市青少年の家の事例

収支決算書において、自主事業の参加費及び経費の記載に誤りがあった。

(川崎フィールドズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

(ケ) 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

事業報告書に含まれる収支報告書を指定管理者の出納簿と照合したところ、人件費及び管理費の記載に誤りがあった。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

(コ) 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

a 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費としても二重で計上されていた。

b 収支報告において、自主事業に係る経費が指定管理業務に係る経費として計上されていた。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(サ) 川崎市港湾振興会館の事例

事業報告書に含まれる収支報告書を公益社団法人川崎港振興協会の総勘定元帳と照合したところ、事業報告書の収支報告の計上に一部誤りがあった。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

ウ 指定管理業務と自主事業の区別を明確にすべきもの

川崎市港湾振興会館の指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は施設の設置目的に沿った自主事業を行うことができると定められており、指定管理者の自主事業にかかる費用については、市は負担しないとされている。

川崎市港湾振興会館の指定管理業務基本仕様書を確認したところ、指定管理業務と自主事業の内容が区別できるように規定されておらず、収支報告書は両者を合算して提出されていた。

市は指定管理業務の内容を明確にし、自主事業と区別できるように仕様書等の記載を改められたい。また、指定管理者に対し、指定管理業務及び自主事業を区別した事業計画書及び事業報告書を提出するよう指導されたい。

(公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ
共同事業体)

(港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

エ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

a 川崎市大師老人いこいの家他 8 箇所の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

(社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

b 川崎市さいわい健康福祉プラザの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 川崎市ごうじ老人いこいの家他 6 箇所の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

d 川崎市高津老人いこいの家他 6 箇所の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

e 川崎市高津区老人福祉・地域交流センターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

f 川崎市平老人いこいの家他 4 箇所の事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンパ
オイ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

g 川崎市宮前老人福祉センターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

(社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

h 川崎市登戸老人いこいの家他 6 箇所の事例

寄贈された本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

i 川崎市王禅寺老人いこいの家他 6 箇所の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

j 川崎市麻生老人福祉センターの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(c) 寄贈された物品について協議がされておらず、帰属が不明確であった。

(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

k 川崎市ヒルズすえながの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(b) 指定管理者に貸与した備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

l 川崎市青少年の家の事例

(a) 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が、指定管理者から市に提出することとなっている備品台帳に登載されていなかった。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

m 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

(a) 指定管理者の管理することとなっている備品が所在不明であった。

(b) 指定管理者の管理することとなっている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理者に貸与していない備品が貸与備品の一覧に登載されていた。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

n 川崎市多摩川緑地パークボール場の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(株式会社よみうりサポートアンドサービス)

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(イ) 寄附金等の取扱を明確にすべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、寄附金及び寄贈物品並びに謝礼金の取扱が不明確となっていた事例

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

(ウ) 告示を適正に行うべきもの

川崎市ヒルズすえながにおいて、指定管理者の指定をした旨の告示が行われていなかった事例

(こども未来局こども支援部こども保健福祉課)

(エ) 報告書の提出を適正に行うべきもの

a 川崎市青少年の家の事例

基本協定書で提出することとされている四半期の指定管理業務実施報告書が提出されていなかった。

(川崎フィールズパートナーズ)

(こども未来局青少年支援室)

b 川崎市黒川青少年野外活動センターの事例

指定管理仕様書で提出することとされている四半期の事業実施報告書が提出されていなかった。

(特定非営利活動法人国際自然大学校)

(こども未来局青少年支援室)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成28年度)

(1) 公益社団法人川崎市幼稚園協会

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和44年12月4日
設立目的	幼児教育の研究及び幼児教育を担う私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）の振興並びに家庭教育の支援を図り、幼児の人格形成の育成に寄与するため。
財政援助の種類	補助金 3億4,866万円
主な補助金	川崎市幼稚園協会事業補助金 3億4,866万円

2 出資団体

(基本財産又は資本金は平成29年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市看護師養成確保事業団

団体の概要

設立年月日	平成5年3月1日
設立目的	川崎市、川崎市医師会、川崎市病院協会及び川崎市看護協会との提携及び協調のもとに、看護師の養成並びに看護職の確保及び看護職の資質向上のための事業を行うことにより、川崎市域における医療供給体制の充実に寄与し、もって市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に資するため。
基本財産	2億300万円
本市の出捐状況	1億4,000万円(68.9%)

(2) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

団体の概要

設立年月日	昭和52年2月10日
設立目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円(66.6%)

(3) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社

団体の概要

設立年月日	昭和35年8月16日
事業目的	1 倉庫業 2 倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業 3 コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 4 港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究 5 港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 6 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に係る業務 7 前記各号の事業に附帯、又は関連する事業
資本金	1億円
本市の出資状況	5,000万円(50.0%)

(4) かわさきファズ株式会社

団体の概要

設立年月日	平成7年3月29日
事業目的	1 不動産及び附帯施設の賃貸及び管理 2 保税及び通関施設の管理及び関連情報サービス 3 公園等公共施設の維持、管理に関する事業 4 貨物自動車利用運送事業 5 倉庫業 6 物流関連の会議の企画、誘致及び開催 7 電気・ガス・水道等の供給、廃棄物・排水等の終末処理に関する事業 8 輸入貨物の保管・荷捌き場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関連する各種施設の建築、運営についての調査、企画、立案 9 各種催物の企画及び運営 10 飲食店、売店の経営 11 損害保険代理業 12 前各号に附帯する一切の業務
資本金	53億2,705万円
本市の出資状況	17億円(31.9%)

3 指定管理者

(指定管理料は平成28年度)

(1) 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市大師老人いこいの家他8箇所

川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター

施設の概要

ア 川崎市大師老人いこいの家他8箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市大師老人いこいの家 川崎市川崎区大師公園1番4号 川崎市小田老人いこいの家 川崎市川崎区小田2丁目16番9号 川崎市藤崎老人いこいの家 川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号 川崎市田島老人いこいの家 川崎市川崎区田島町20番23号 川崎市大島老人いこいの家 川崎市川崎区大島1丁目9番6号 川崎市桜本老人いこいの家 川崎市川崎区桜本2丁目5番2号 川崎市京町老人いこいの家 川崎市川崎区京町3丁目12番2号 川崎市渡田老人いこいの家 川崎市川崎区渡田4丁目12番20号 川崎市殿町老人いこいの家 川崎市川崎区殿町1丁目20番15号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	5,593万円

イ 川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター

設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区堤根34番地15
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。 4 市民相互の交流の場となるために施設（市長が指定する施設を除く。）及び設備を利用に供すること。 5 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関すること。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	5,205万円

(2) 社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市日吉老人いこいの家他5箇所

川崎市さいわい健康福祉プラザ

施設の概要

ア 川崎市日吉老人いこいの家他5箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市日吉老人いこいの家 川崎市幸区北加瀬1丁目39番5号 川崎市南河原老人いこいの家 川崎市幸区南幸町1丁目11番地 川崎市下平間老人いこいの家 川崎市幸区下平間357番地6 川崎市古市場老人いこいの家 川崎市幸区古市場1781番地1 川崎市小倉老人いこいの家 川崎市幸区小倉5丁目32番5号 川崎市御幸老人いこいの家 川崎市幸区紺屋町33番地1
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	3,817万円

イ 川崎市さいわい健康福祉プラザ

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。 3 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関すること。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	3,672万円

(3) 社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所

川崎市中原老人福祉センター

施設の概要

ア 川崎市ごうじ老人いこいの家他6箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市ごうじ老人いこいの家 川崎市中原区上小田中7丁目6番18号 川崎市等々力老人いこいの家 川崎市中原区等々力1番1号 川崎市中丸子老人いこいの家 川崎市中原区中丸子378番地4 川崎市新城老人いこいの家 川崎市中原区下新城1丁目2番4号

	川崎市西加瀬老人いこいの家 川崎市中原区西加瀬10番5号 川崎市井田老人いこいの家 川崎市中原区井田三舞町14番16号 川崎市丸子多摩川老人いこいの家 川崎市中原区丸子通1丁目639番地3
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (川崎市等々力老人いこいの家 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで)
指定管理料	4,466万円

イ 川崎市中原老人福祉センター

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番2号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(第2期) 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで(第3期)
指定管理料	5,905万円

(4) 社会福祉法人川崎市高津区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市高津老人いこいの家他6箇所

川崎市高津老人福祉・地域交流センター

施設の概要

ア 川崎市高津老人いこいの家他6箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市高津老人いこいの家 川崎市高津区久本3丁目6番22号 川崎市上作延老人いこいの家 川崎市高津区上作延1142番地4 川崎市子母口老人いこいの家 川崎市高津区子母口983番地 川崎市末長老人いこいの家 川崎市高津区末長2丁目27番2号 川崎市梶ヶ谷老人いこいの家 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27 川崎市東高津老人いこいの家 川崎市高津区下野毛1丁目3番2号 川崎市くじ老人いこいの家 川崎市高津区久地3丁目16番1号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	4,446万円

イ 川崎市高津老人福祉・地域交流センター

設置目的	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
------	---

設置場所	川崎市高津区末長3丁目24番4号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関する事。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか老人福祉法第20条の7に規定する目的を達成するために必要な事業に関する事。 4 市民相互の交流の場となるために施設（市長が指定する施設を除く。）及び設備を利用に供する事。 5 前号に掲げるもののほか市民相互の交流のために必要な事業に関する事。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	5,089万円

(5) 特定非営利活動法人有馬まちづくりサポートセンターカンアオイ

公の施設の名称 川崎市平老人いこいの家他4箇所

施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市平老人いこいの家 川崎市宮前区平2丁目13番1号 川崎市有馬老人いこいの家 川崎市宮前区有馬4丁目5番2号 川崎市野川老人いこいの家 川崎市宮前区野川3182番地1 川崎市白幡台老人いこいの家 川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1 川崎市鷺ヶ峰老人いこいの家 川崎市宮前区菅生ヶ丘32番10号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	2,967万円

(6) 社会福祉法人川崎市宮前区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市宮前老人福祉センター

施設の概要

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市宮前区宮崎2丁目12番地29
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関する事。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関する事。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	4,672万円

(7) 社会福祉法人川崎市多摩区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市登戸老人いこいの家他6箇所

施設の概要

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を
------	-----------------------------------

	図るため。
設置場所	川崎市登戸老人いこいの家 川崎市多摩区登戸新町237番地 川崎市菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号 川崎市錦ヶ丘老人いこいの家 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号 川崎市長尾老人いこいの家 川崎市多摩区长尾1丁目12番7号 川崎市栞形老人いこいの家 川崎市多摩区栞形6丁目3番1号 川崎市中野島老人いこいの家 川崎市多摩区中野島6丁目26番7号 川崎市南菅老人いこいの家 川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	4,503万円

(8) 社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会

公の施設の名称 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所

川崎市麻生老人福祉センター

施設の概要

ア 川崎市王禅寺老人いこいの家他6箇所

設置目的	老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図るため。
設置場所	川崎市王禅寺老人いこいの家 川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号 川崎市片平老人いこいの家 川崎市麻生区片平5丁目25番1号 川崎市千代ヶ丘老人いこいの家 川崎市麻生区千代ヶ丘6丁目3番地22 川崎市白山老人いこいの家 川崎市麻生区白山4丁目2番2号 川崎市麻生老人いこいの家 川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号 川崎市岡上老人いこいの家 川崎市麻生区岡上277番地 川崎市百合丘老人いこいの家 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	利用許可に関する業務その他の老人いこいの家の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	4,390万円

イ 川崎市麻生老人福祉センター

設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。
設置場所	川崎市麻生区金程2丁目8番3号
主な事業内容	1 老人のための生活相談及び健康相談に関すること。 2 老人のための機能回復訓練、レクリエーション等の実施に関すること。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	4,746万円

(9) 社会福祉法人カメラア会

公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが

施設の概要

設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うため。
設置場所	川崎市高津区末長1丁目3番6号
主な事業内容	1 児童福祉法第23条第1項に規定する母子保護に関すること。 2 川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例第41条、第43条及び第44条に基づく生活支援等に関すること。 3 川崎市母子緊急一時保護事業実施要綱に基づく保護に関すること。 4 母子及び被虐待児等に関するカウンセリングの実施等 5 虐待を受けた児童への個別的なケアに関すること。 6 夜間における入所者等への適切処遇と夜間警備に関すること。 7 施設の維持管理に関する業務 8 その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	6,100万円

(10) 川崎フィールズパートナーズ

公の施設の名称 川崎市青少年の家

施設の概要

設置目的	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るため。
設置場所	川崎市宮前区宮崎105番地1
主な事業内容	1 団体宿泊研修その他の団体研修（以下「団体宿泊研修等」という。）を行うこと。 2 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。 3 団体宿泊研修等に関する調査研究を行うこと。 4 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用に供すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協力すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	7,675万円

(11) 特定非営利活動法人国際自然大学校

公の施設の名称 川崎市黒川青少年野外活動センター

施設の概要

設置目的	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区黒川313番地9

主な事業内容	1 キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。 2 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。 3 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	2,485万円

(12) 株式会社よみうりサポートアンドサービス

公の施設の名称 川崎市多摩川緑地パークボール場

施設の概要

設置目的	公共の福祉の増進に資するため。
設置場所	川崎市高津区宇奈根・久地地内
主な事業内容	有料施設の利用の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	945万円

(13) 公益社団法人川崎港振興協会、株式会社京急アドエンタープライズ共

同事業体

公の施設の名称 川崎市港湾振興会館

施設の概要

設置目的	市民が港に親しむ場を提供するとともに、港湾及び海事に関する理解を深め、併せて港湾及び海事関係者に対し施設を利用に供すること等により、市民に開かれた港づくりの推進と港湾の利用の促進を図り、もって川崎港の発展と振興に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区東扇島38番地1
主な事業内容	1 市民が港に親しむための行事を開催すること。 2 港湾及び海事についての知識の普及を図ること。 3 港湾及び海事関係者の福利厚生事業を行うこと。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
指定管理料	1億4,314万円

(14) 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

公の施設の名称 川崎港コンテナターミナル

施設の概要

設置目的	川崎港において、コンテナ船により運送されるコンテナ貨物を取り扱う
------	----------------------------------

	ため。
設置場所	川崎市川崎区東扇島92番地
主な事業内容	施設の利用許可等に関する業務その他港湾施設の管理のために必要な業務
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	6,402万円